

環境方針に係る目的・目標等の再検討（案）

1 経過

- 環境方針に係る目的・目標等のうち、「5 職員の環境保全行動の推進」について、プラスチックごみ問題が顕在化していることを踏まえた「環境にやさしい県庁率先行動計画（グリーン・オフィス滋賀）」の動きを踏まえ、「庁内の会議（審議会等）では、ペットボトルを原則、机上に置かない」を追加することを提案したところ、6月18日に開催された県政経営会議において、次の懸念が示されたことから再検討することとなった。

<主な懸念事項>

- ① 職員の負担増
⇒ 職員の負担を減らすため、給仕の代用としてペットボトルを出している。
- ② 所属ごとの事情
⇒ 職員の負担を減らすため、持参用のペットボトルをストックしている。
⇒ 室内には、原則、キャップ付き、蓋付きの飲み物しか持ち込めない。
- ③ 「置かない」の解釈の違い
⇒ 「持ってこない」ということか、「提供しない」ということか。
- ④ その他
⇒ リサイクルが進んでいるペットボトルを狙いうちにするのか。 など

2 目標の考え方

- 今回の取組の本質は、海洋のプラスチックごみの削減の観点から、流域から琵琶湖に流出するプラスチックごみのさらなる削減が求められているとの課題認識のもと、所属においてプラスチックごみ削減に向けた取組を進め、それを契機として、各職員のさらなる意識の向上と主体的な行動につなげることにある。
- 「ペットボトルを置かない」は、その象徴的な取組として提案したものであるが、「ペットボトル」に限定することへの懸念を示す意見が多い状況にある。
- その一方で、プラスチックごみ全体では、諸般の事情がある中でも、削減に向けて取り組めることはあると考えられる。このことから、
 - ① 使用しない（支障の無い範囲でプラスチックの使用を控える）
 - ② 切り替える（プラスチック製容器包装、製品を再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替える）
 - ③ 長期間使用する（出来る限り長期間、プラスチック製品を使用する）

のいずれかの視点で各所属がプラスチックごみ削減に向けてできることを考え、実践することを可能な限り目指し、「庁内の会議（審議会等）では、ペットボトルを原則、机上に置かない」に替えて、次の目標とする。

「**職員の環境保全行動実施率 100%。**

特に各所属でプラスチックごみ削減行動を推進する」

<プラスチックごみ削減行動の例>

① 使用しない

- ・ 職員等へのマイボトル使用の呼びかけの徹底
- ・ 庁内の会議（審議会等）ではペットボトルを原則、机上に置かない[※]など

② 切り替える

- ・ イベントで使い捨てプラスチックに替わるグッズを使用
- ・ ノベルティグッズにプラスチックごみ削減アイテムを使用 など

③ 長期間使用する

- ・ クリアファイルの再利用
- ・ ボールペンの替インク利用 など

※ グリーン・オフィス滋賀（GOS）の今後の取組として通知済み（平成 31 年 3 月）

【抜粋】

- ・ とりわけ海洋においては、プラスチックごみ問題が顕在化している背景を踏まえ、本件でもプラスチックごみ削減に県庁が率先して取り組むために、GOSの取組の一環として、庁内の会議（審議会等）ではペットボトルを原則、机上に置かない。

<取組の例>

- ・ お茶は 2 L ペットボトルで購入し、人数分の湯飲み等に移して提供する。
- ・ マイボトルの持参を呼びかける。

注)「置かない」とは、県からは提供しないという意味。

3 フォローアップ

- グリーン・オフィス推進員を通じて、「プラスチックごみ削減行動の例」に示した行動やその他の行動の各所属における実施状況を把握する。
- また、その他の行動の中から、特に優れた取組については、全庁ライブラリに掲示するなどして横展開を進め、プラスチックごみ削減行動を進化させる。

環境方針に基づく目的・目標等一覧表(案)

【下線部：改定箇所】

環境方針の 基本方針	目的	目標		関係事業	設定部局		実行所属
		目標に関連する 個別計画・指針等	目標値等		部門管理責任者 (事務局)	主要関係課	
1 総合的な環境保全 施策の推進	第五次環境総合計 画に掲げる環境保 全施策を推進す る。	環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築		計画に掲げる環境保 全施策	琵琶湖環境部次長 (環境政策課)	各施策所管課	関係各所属
		・第五次滋賀県環境総 合計画の進行管理	分野別計画の進捗状況の評価を活用すると ともに、参考指標を確認するなどして、進行 管理を行う				
2 事業活動における 積極的な環境配慮 の実施	環境配慮指針の活 用等により、公共事 業等の実施に伴う 環境負荷を低減す る。	1. 環境負荷を低減した公共事業の実施		公共事業	土木交通部次長 (技術管理課、耕地 課、建築課)	土木交通部各課、下水 道課、企業庁 耕地課、農村振興課、 水産課、森林保全課 建築課	関係各所属
		・公共事業における環 境配慮指針	環境配慮指針を活用し、全ての事業で計 画・設計・施工の各段階で点検を実施する				
		2. 公共事業における生物環境への配慮の実施		公共事業	土木交通部次長 (技術管理課)	技術管理課、森林保全 課、耕地課	関係各所属
		・生物環境アドバイ ザー制度実施要綱	特に専門性の高い生物環境への配慮を図 るため、学識者等から指導・助言を求め事業 執行に反映する				
		3. 建設廃棄物の再生利用率の向上		公共事業	土木交通部次長 (技術管理課)	技術管理課	関係各所属
・近畿地方における建 設リサイクル推進計画 2015	・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊： 再資源化率99%以上 ・建設発生木材： 再資源化・縮減率 95%以上 ・建設発生土： 有効利用率 80%以上						

環境方針の 基本方針	目的	目標		関係事業	設定部局		実行所属
		目標に関連する 個別計画・指針等	目標値等		部門管理責任者 (事務局)	主要関係課	
3 環境に配慮した庁舎・施設管理や事務活動の推進	庁舎・施設の管理や事務活動における省資源(食品ロス削減、プラスチックごみ削減等)、省エネルギーの取組を推進し、環境負荷を低減する。	1. グリーン購入の推進		財・サービスの購入(物品、設備、公共工事、役務等)	琵琶湖環境部次長(循環社会推進課)	循環社会推進課、管理課、技術管理課、温暖化対策課、食のブランド推進課	全所属
		・滋賀県グリーン購入基本方針	<グリーン購入調達目標> ①物品(文具・紙・事務機器等): グリーン購入判断基準に基づく調達率100% ②設備(太陽光発電システム): 100%(調達にあたっては、すべて判断の基準をみtas) ③公共工事(資材、建設機械等): 事業ごとの特性、必要とされる強度、耐久性、コスト等に留意しつつ、積極的な調達を推進 ④役務(食堂、売店) ・食堂: <u>庁舎または敷地内において委託契約等により営業している食堂については、生ごみ等の発生の抑制、廃食油の再生利用、減容・減量、食品ロスの削減、ワンウェイのプラスチック製容器等の使用削減等について適正な取組が行われるよう要請する</u> ・売店: <u>県庁舎で経営している売店に対して、ワンウェイのプラスチック製品および容器包装の廃棄物の排出抑制、食品ロスの削減等の適正な取組が行われるよう要請する</u>				
		2. 省エネルギー、省資源およびごみの減量化の推進		電気・ガス・燃料の使用 水・用紙類・事務用品の使用、ごみの排出	琵琶湖環境部次長(温暖化対策課)	温暖化対策課、総務課、情報政策課、管理課等	全所属
・環境にやさしい県庁率先行動計画(グリーン・オフィス滋賀)	<平成32年度削減目標(平成26年度基準値)> ・温室効果ガス排出量:H26比 9%減 ・エネルギー使用量:H26比 9%減 ・公用車燃料使用量:H26比 6%減 ・可燃ごみ排出量:H26 以下 ・用紙購入量:H26 以下						

環境方針の基本方針	目的	目標		関係事業	設定部局		実行所属
		目標に関連する個別計画・指針等	目標値等		部門管理責任者(事務局)	主要関係課	
4 環境関連法令等の 確実な遵守および 環境汚染の未然防 止	環境法令等を確実 に遵守するととも に、環境汚染の未 然防止に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 環境関連法令等への確実な対応 環境汚染の未然防止と、緊急事態への準備と対応 	<ul style="list-style-type: none"> 環境リスクマネジメント実施要領に基づく、環境管理マニュアルの作成率 100% 環境リスクマネジメント実施要領に基づく、環境汚染事故対応マニュアル作成率100% 	廃棄物の排出、排水、油類・劇毒物類・ガス等の管理 等	琵琶湖環境部次長 (環境政策課)	環境政策課、循環社会推進課、下水道課、温暖化対策課、薬務感染症対策課、医療政策課、防災危機管理局等	関係各所属
5 職員の環境保全行 動の推進	環境と社会・経済活 動の関係性を理解 し、健全な循環の構 築に向けた主体的 な行動を起こすと ともに、実践・行動で きる人材を育成し、 地域づくりに貢献す る。	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全に対する職員の意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の環境保全行動実施率100%。特に各所属でプラスチックごみ削減行動を推進する ＜プラスチックごみ削減行動の例＞ ①使用しない(支障の無いものはプラスチックの使用を控える) ・職員へのマイボトル使用の呼びかけの徹底 ・庁内の会議(審議会等)では、ペットボトルを原則、机の上に置かない※ など ②切り替える(プラスチック製容器包装、製品を再生材や再生可能資源(紙、バイオマスプラスチック等)に適切に切り替える) ・イベントで使い捨てプラスチックに替わるグッズを使用 ・ノバルティグッズにプラスチックごみ削減アイテムを使用 など ③長期間使用する(出来る限り長期間、プラスチック製品を使用する) ・クリアファイルの再利用 ・ボールペンの替インク利用 など 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の環境保全行動に繋がる情報提供(総合事務支援システムログイン画面や掲示板等での情報掲出) プラスチックごみ削減に係る優れた取組の横展開 	琵琶湖環境部次長 (環境政策課)	琵琶湖環境部各課	全所属

※グリーン・オフィス滋賀(GOS)の今後の取組として通知済み(平成31年3月)

【抜粋】

- とりわけ海洋においては、プラスチックごみ問題が顕在化している背景を踏まえ、本件でもプラスチックごみ削減に県庁が率先して取り組むために、GOSの取組の一環として、庁内の会議(審議会等)ではペットボトルを原則、机の上に置かない。

＜取組の例＞

- お茶は2Lペットボトルで購入し、人数分の湯飲み等に移して提供する。

注)「置かない」とは、県からは提供しないという意味。